

〈当座預金〉商品概要説明書

1. 商 品 名	当座預金
2. 販 売 対 象	法人および個人の方 (ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。)
3. 期 間	期間の定めはありません。
4. 預 入	
預 入 方 法	随時預け入れできます。
預 入 金 額	1 円以上
預 入 単 位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合にお支払いします。
6. 利 息	
適 用 金 利	お利息はつきません。
利 払 方 法	_____
計 算 方 法	_____
7. 税 金	_____
8. 手 数 料	_____
9. 付加できる 特 約 事 項	別途契約により「当座貸越」の取扱も可能です。 (ただし満 20 歳以上の方とさせていただきます。)
10. 中途解約時 の 取 扱 い	_____
11. 金利情報の 入 手 方 法	_____
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	●<u>苦情処理措置</u> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンスグループにお申し出ください。 (9 時～17 時、フリーダイヤル：0120-802-546) ●<u>紛争解決措置</u> 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. そ の 他 参 考 と なる 事 項	●手形用紙、小切手用紙の発行については店頭表示の手数料が必要です。 ●公共料金等の自動支払いができます。 ●この預金は、「当座勘定規定」によりお取扱いします。 ●本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ●預金保険の対象となり、全額保護されます。